

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する  
政令案要綱

1 国際希少野生動植物種の追加等

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第四条第四項の政令で定める国際希少野生動植物種として、オカピ等を追加等すること。(別表第二関係)

2 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

3 施行期日

この政令は、令和八年三月五日から施行すること。(附則関係)